

中野市アスベスト飛散防止対策事業

【補助金交付申請等の手続きについて】

この事業は、アスベストの飛散による市民への被害を予防し、生活環境の保全を図るため、市民が利用する民間建築物の所有者等に対し次の支援を行うものです。

◆ **アスベスト含有調査事業**

アスベストを含んでいる可能性がある吹き付けられた建材の含有調査を促進するため、調査に要した費用の一部を補助します。

◆ **アスベスト除去等事業**

吹き付けられたアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みの対策工事を促進するため、除去等に要した費用の一部を補助します。

○ 補助金交付申請等の手続きや注意点について記述しています。

【 内 容 】

- ① 事前相談について P2
- ② 申請手続きに伴う注意事項（全般） P2
- ③ 申請手続きについて
（アスベスト含有調査事業） P2
（アスベスト除去等事業） P7

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係
TEL：0269-22-2111 内線358
FAX：0269-22-5925
Eメール kenchiku@city.nakano.nagano.jp

① 事前相談について

補助金交付申請等にあたっては、「補助対象範囲等確認」のため、「事前相談」を行うことが必要です。ご相談の際は、「事前相談票」に必要事項をご記入の上、併せて「配置図」「平面図」「現況写真」をお持ちください。（「アスベスト含有調査結果報告書」がある方は併せてお持ちください。）また、必要に応じ現地を確認する場合があります。

② 申請手続きに伴う注意事項（全般）

- (1)アスベスト調査等に係る補助金の交付決定通知が交付される前に、調査等の契約を締結してしまうと、補助を受けることができません。
- (2)アスベストの含有調査事業や除去等事業の補助は、他の制度による補助と重複して受けることはできません。
- (3)補助金の支払いは、アスベスト含有調査や除去等工事が完了し、調査会社や施工会社へ費用を支払った後となります。
- (4)申請書の内容及び添付書類がすべて整ったものから順番に受付け、補助金交付決定額の合計が予算額を超えた場合は、締切りとさせていただきます。
なお、申請の受け付けは、事業実施年度の2月末日までに実績報告が可能な期日までです。
- (5)見積書・契約書・領収書・報告書などの宛先は、申請者と同一としてください。

③ 申請手続きについて（アスベスト含有調査事業・アスベスト除去等事業）

アスベスト含有調査事業

【制度の概要】

(1)対象建築物

アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材(※1)が施工されている市内の建築物。

〔 ※1 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けひる石、吹付けパーライト 〕

(2)補助の対象者（申請者）

対象建築物の所有者又は管理者

（管理者の場合は、管理者であること及び所有者の同意を得ていることを証する書類が必要です。）

(3)補助対象となる費用

対象建築物の所有者又は管理者が行う、吹付け建材についてアスベストの含有の有無（定性分析）及びアスベストの含有量（定量分析）を調べるための調査に要する費用

(4)補助金の額

補助対象となるアスベスト含有調査費の10/10以内の額
ただし、25万円を上限とします。

(補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとします。)

(5)提出書類等

中野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱に定められた様式に係る書類を添えて、手続きを行います。

それぞれの手続きに添付する書類について、事前にご確認していただくようお願いいたします。

【補助金交付申請の手続き】

(1)申請に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト含有調査事業）補助金交付申請書（様式第1号 要綱第6条関係）

●添付する書類

添付書類	解説	部数
①中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト含有調査事業）計画書	所定の様式（様式第2号 要綱第6条関係）	1
②対象建築物の所有者が分かる書類 ※右記のいずれかの書類	建物の登記事項証明書 （問合せ先：法務局）	1
	家屋の固定資産税課税台帳の写し （問合せ先：市税務課）	
③申請者が対象建築物の管理者である場合は、②に加えて、その管理者であること及び所有者の同意を得ていることを証する書類 ※右記のすべての書類	対象建築物に係る賃貸借契約書の写しなど所有者と管理者の関係を保証する書類	1
	アスベスト含有調査事業の実施に係る対象建築物の所有者の同意書	
④対象建築物の建築年月日及び用途が分かる書類	建築確認済証または検査済証の写し等	1
⑤アスベスト含有調査に係る対象経費の見積書	2社以上の調査会社からの見積書	1
⑥対象建築物の位置図、区域図 （用紙サイズA4版、箇所を赤着色）	位置図「1/25,000以上」 区域図「1/2,500以上」	1

⑦対象建築物の配置図、平面図及び断面図 (用紙サイズA4版、箇所を赤着色)	それぞれに、調査対象箇所 を表示	1
⑧現況写真	建物外観、調査対象箇所(吹 付け建材の状況が判断できる もの)	1
⑨調査を行う建築物石綿含有建材調査者 が有する講習修了証明書の写し	建築物石綿含有建材調査 者講習登録規定(平成30 年厚生労働省・国土交通省 環境省告示第1号)第2条 第2項、第3項又は第4項 に規定する建築物石綿含 有建材調査者の講習修了 証明書の写し	1
⑩その他必要書類	共同住宅等の場合は、借主等 の合意がある旨の書面	1

(2)補助金交付申請時の注意事項

- 含有調査の方法は、平成20年7月17日付け厚生労働省労働基準局長通達基安化発第0717003号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」により示された、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」平成20年6月20日の方法による等、これらの関係する通達による定性分析(アスベスト含有の有無の調査)・定量分析(アスベスト含有量の調査)とします。完了実績報告書の添付書類として、上記分析方法による調査結果報告書を提出する必要があります。
- 含有調査を実施する者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する建築物石綿含有建材調査者の講習を修了した者である必要があります。

《含有調査機関の問い合わせ先》

問い合わせ機関としては、

長野県環境測定分析協会

住所：長野県岡谷市田中町3丁目-24

TEL：0266-23-2155

があります。(長野県HPより)

- 含有調査事業を実施するにあたり、必ず先に定性分析を行い、アスベストが含有されていることを確認してから定量分析を行ってください。

(当初申請の際は、定性分析・定量分析の両方を実施する計画で提出してください。なお、定性分析の結果、アスベストが含有されていないと判定された場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号 要綱第7条関係)により市へ手続きを行ってください。)

- アスベストを採取するにあたり、障害物の除去又は足場等が必要となる場合は、予めご相談ください。

(3)補助金交付申請後の流れ

申請された内容を審査し、補助金の交付を決定したときは「補助金交付決定通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、調査会社との契約を締結してください。

補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。アスベスト含有調査が行われなかった場合や、「中野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱」に違反した場合は補助金が支払われませんのでご注意ください。

【事業に変更があった場合、または事業を中止・廃止する場合の手続き】

(1)申請に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業変更(中止・廃止)承認申請書
(様式第3号 要綱第7条関係)
- 添付する書類
変更があった場合は、当初の補助金交付申請書類のうち計画変更に係るものとし、変更する内容が確認できる書類としてください。

(2)注意事項

- 承認申請された内容を審査し、変更を承認したときは「変更承認通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、調査会社との変更契約を締結してください。

【実績報告の手続き】

(1)報告に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業実績報告書
(様式第4号 要綱第9条関係)
- 添付する書類

添付書類	解説	部数
①中野市アスベスト飛散防止対策事業(アスベスト含有調査事業)実施結果書	所定の様式(様式第5号 要綱第9条関係)	1

②調査事業者が発行したアスベスト含有調査の結果報告書	厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料	1
③調査会社と締結した契約書の写し	申請者と調査会社との契約	1
④経費の支払いを証する書類	調査会社からの請求書及び領収書の写し（内訳明細のあるもの） ※定性分析、定性・定量分析の別がわかるものとしてください。	1
⑤事業実施状況写真	試料の採取前、採取状況、分析状況等がわかるものとしてください。	1

(2)実績報告時の注意事項

- 実績報告書は、事業が完了した日から30日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- 添付書類として、調査会社からの領収書の写しが必要になりますので、支払時期にご注意ください。
- 調査の結果、アスベストの含有が重量比0.1%を超えるものについては、アスベスト除去等事業の補助対象となりますので、必要がある場合は今後の手続き等について市に相談してください。

(3)実績報告後の流れ

報告された内容を審査し、適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは「補助金確定通知書」を交付いたしますので、速やかに「中野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付請求書（様式第6号 要綱第10条関係）」を提出してください。

アスベスト除去等事業

【制度の概要】

(1)対象建築物

アスベストを含んでいる吹付けアスベスト等(※2)が施工されている市内の建築物。

〔※2 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの〕

(2)補助の対象者（申請者）

対象建築物の所有者又は管理者

（管理者の場合は、管理者であること及び所有者の同意を得ていることを証する書類が必要です。）

(3)補助対象となる費用

対象建築物の所有者又は管理者が行う、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用

(4)補助金の額

アスベスト除去等事業においては、建物用途・アスベストの吹付け箇所・露出の有無・対策工事の施工方法等により、補助内容が変わります。

★建築物の用途・規模は問わず、「吹付けアスベスト」又は「アスベストを含有する吹付けロックウール」が使用されている対象建築物において、その「除去(※)」、「封じ込め」若しくは「囲い込み」又は「それらが使用されている建築物の解体に伴いアスベストを除去」する場合

〔※除去後に、建築基準法による耐火性能を満たすための復旧工事が必要な場合は、その費用も対象となります。〕

補助金額は、対象となるアスベスト除去等経費の2/3以内の額
ただし、400万円を上限とします。

★多数の者が利用する建築物(多数の者が共用で利用する部分に限る。)で、「吹付けアスベスト」又は「アスベストを含有する吹付けロックウール」が“露出して”使用されている対象建築物において、それらを「除去」する場合

〔※「封じ込め、囲い込み、建築物の解体に伴う除去」及び「除去に伴う耐火被覆の復旧」は対象とはなりません。また、この補助制度の場合は、アスベスト等を除去した後、その建築物の再使用が必要となります。〕

補助金額は、対象となるアスベスト除去費（除去面積1㎡当たり3万3千円以内）の2/3以内の額
ただし、800万円を上限とします。

（補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとします。）

(5)提出書類等

中野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱に定められた様式に係る書類を添えて、手続きを行います。

それぞれの手続きに添付する書類について、事前にご確認していただくようお願いいたします。

【補助金交付申請の手続き】

(1)申請に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（様式第1号 要綱第6条関係）
- 添付する書類

添付書類	解説	部数
①中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去等事業）計画書	所定の様式（様式第2号の2 要綱第6条関係）	1
②対象建築物の所有者が分かる書類 ※右記のいずれかの書類	建物の登記事項証明書 （問合せ先：法務局）	1
	家屋の固定資産税課税台帳の写し（問合せ先：市税務課）	
③申請者が対象建築物の管理者である場合は、②に加えて、その管理者であること及び所有者の同意を得ていることを証する書類 ※右記のすべての書類	対象建築物に係る賃貸借契約書の写しなど所有者と管理者の関係を保証する書類	1
	アスベスト除去等事業の実施に係る対象建築物の所有者の同意書	
④対象建築物の建築年月日及び用途が分かる書類	建築確認済証または検査済証の写し等	1
⑤アスベスト除去等に係る対象経費の見積書	施工会社からの見積書 ※施工内容がわかるものとしてください。	1
⑥対象建築物の位置図、区域図 （用紙サイズA4版、箇所を赤着色）	位置図「1/25,000以上」 区域図「1/2,500以上」	1
⑦対象建築物の配置図、平面図及び断面図 （用紙サイズA4版、箇所を赤着色）	工事対象個所を表示 ※施工面積及び施工内容が確認できるものとしてください。	1

⑧現況写真	建物外観、除去等対象箇所(吹付けアスベスト等の状況が判断できるもの)	1
⑨対象建築物に吹付けアスベスト等が存在することを証する書類	厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料	1
⑩事業の計画の策定等をした建築物石綿含有建材調査者の講習修了証明書の写し及び現場体制が分かるもの ※右記のすべての書類	建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する建築物石綿含有建材調査者の講習修了証明書の写し	1
	アスベスト除去等事業計画策定書	1
⑪その他必要書類	共同住宅等の場合は、借主等の合意がある旨の書面	1

(2)補助金交付申請時及び工事の実施にあたっての注意事項

■多数の者が利用する建築物(※3)で多数の者が共用で利用する部分(※4)とは、以下のような例示となります。

※3 (例)販売店、飲食店、事務所、宿泊施設、共同住宅、工場等です。

※4 利用客が使用する部分だけでなく従業員が執務する部分も対象です。

■アスベスト除去事業の補助対象は、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものに限られ、吹付けバーミキュライト等は対象外となります。

■除去等工事の実施にあたっては、事前に労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設リサイクル法、建築基準法等関係法令等に定められた各種届出を行い、作業基準等を遵守してください。

なお、実績報告時の添付書類として、「アスベスト除去等の実施に関する法令等の届出の写し」、「適切に処理したことを証する書類の写し」、「アスベスト除去等を行った後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類」及び「事業実施状況写真」が必要となりますので、各届出の写しを残しておくことや、工事の契約内容の確認等を行ってください。

また、アスベスト除去等の施工にあたっては、以下のような文献がありますの

で参考としてください。

- ア. 環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- イ. 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」
- ウ. 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
- エ. 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」

注) 囲い込み及び封じ込めの措置方法については、平成18年9月29日付国土交通省告示第1173号に、定義づけられています。

- アスベスト除去等事業の場合、必要に応じて事業の着手前に市の職員が現地を確認させていただきます。
- 完了実績報告書が事業年度の2月末日迄に提出できるように、事業の工程を組んでください。

(3)補助金交付申請後の流れ

申請された内容を審査し、補助金の交付を決定したときは「補助金交付決定通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、施工会社との契約を締結してください。

補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。また、アスベスト除去等が行われなかった場合、「中野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱」に違反した場合、除去等工事の実施に係る関係法令等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

【事業に変更があった場合、または事業を中止・廃止する場合の手続き】

(1)申請に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業変更（中止・廃止）承認申請書
（様式第3号 要綱第7条関係）

- 添付する書類

変更があった場合は、当初の補助金交付申請書類のうち計画変更に係るものとし、変更する内容が確認できる書類としてください。

(2)注意事項

- 承認申請された内容を審査し、変更を承認したときは「変更承認通知書」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、施工会社との変更契約を締結してください。

【実績報告の手続き】

(1)報告に必要な書類

- 中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去等事業）完了実績報告書（様式第4号 要綱第9条関係）
- 添付する書類

添付書類	解説	部数
①中野市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去等事業）実施結果書	所定の様式（様式第5号の2 要綱第9条関係）	1
②施工会社が発行したアスベスト除去等の結果報告書	様式は任意です。	1
③施工会社と締結した契約書の写し	申請者と施工会社との契約	1
④施工会社からの請求書及び領収書の写し	内訳明細のあるもの。 ※工事内容が詳細にわかるものとしてください。	1
⑤アスベスト除去等の実施に関する法令等の届出の写し	除去等工事を実施するには事前に関係法令等に定められた各種届出が必要です。	1
⑥適切に処理したことを証する書類の写し	除去したアスベストの処分に係るマニフェストの写し	1
⑦アスベスト除去等を行った後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類		1
⑧事業実施状況写真	工事施工前・施工後、仮設状況、除去等施工状況、処理処分状況、粉じん濃度測定状況など詳細なものとしてください。	1
⑨その他必要書類	計画書・完成図面等工事の内容がわかる書類	1

(2)実績報告時の注意事項

- 実績報告書は、事業が完了した日から30日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- 添付書類として、施工会社からの領収書の写しが必要になりますので、支払時期にご注意ください。
- 施工会社が発行したアスベスト除去等の結果報告書の内容としては、各種施工

において適正に工事が行われたか判断できるものとしします。施工内容等により
ますので詳細については、ご相談ください。

(3)実績報告後の流れ

報告された内容を審査し、適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したと
きは「補助金確定通知書」を交付いたしますので、速やかに「中野市アスベスト飛
散防止対策事業補助金交付請求書（様式第6号 要綱第10条関係）」を提出してくだ
さい。